事業の安定化を図る

農業集落排

きました。 体、約245㎞ 本市の公共下 ょ 6を整備して事業着手以

期間が必要となります。 区域を整備するには相当の事業費と 体の約5%であり、現計画の未整備 整備が完や た区域の面積 全

い状況です。は、処理区は 下水道経営の 処理区域の見直しが避けられな水道経営の安定化を図るために

▲汚水は下水道管を通って、県が管理する伊都浄化センター (かつらぎ町) で処理しています。

これらの問題を解決するため、 公共下 水道への統合につ いて 検現



是募集落排水は、農村部における 下水道と呼ばれ、各家庭のトイレの 水洗化という個人生活の充実だけで れ込むことによる農地環境の悪化を がぎ、生活排水が農業用排水路に流 防ぎ、生活環境の改善に役立ってい

1 2 上中・下中地区、西川地区の4地区にそれぞれ浄化センターがあり、供用を開始してから20年近くが経過しています。農業集落排水の浄化センターは、多くの機械・電気設化センターは、多くの機械・電気設化センターは、多くの機械・電気設化センターは、多くの機械・電気設化が進むと、多額の修繕・更新費用が必要になります。

止され、合併処理浄化槽の普及が進年から新たに設置することが原則禁処理のまま放流されるため、平成13単独処理浄化槽は、生活排水が未 められてきまし

討を進めています!

る補助制度を設けています。ら合併処理浄化槽への転換を促進す独処理浄化槽やくみ取り式トイレか独処理浄化 となっています。 本市においてはさらに深刻で体の53%(全国平均)を占め おらず、単独処理浄化槽は浄化槽全ら合併処理浄化槽への転換は進んでしかし全国的に単独処理浄化槽か を占めて 約 60 おり

▲合併処理浄化槽のイメージ

合併処理浄化槽

理する能力を持つ「合併処理浄化人浴などによる生活排水を同時に処入浴などによる生活排水を同時に処浄化槽には、し尿と炊事、洗濯、 槽」と、し尿のみを処理する「単理する能力を持つ「合併処理浄 処理浄化槽」があります

法により、次の3つが義務付けらため、浄化槽管理者には、浄化槽してしまうことになります。その いと汚れたままの水を川 てしまうことになります。そのと汚れたままの水を川や海に流浄化槽は正しく維持管理をしな

います。

保守点検 を行います。年に1回以上実施引き抜きや調整、機器類の洗浄浄化槽内に生じた汚泥などの してください。

設置後の水質検査

3回以上実施してください。 消毒液の補充を行います。年に 浄化槽の点検、調整や修理、

検してください。経過した日から5カ月以内に受

す。浄な

^。浄化槽を使い始めて3カ月だしているかを確認する検査で浄化槽が適正に施工され、機

11回受倹してください。 いるかを確認する検査です。毎れ、浄化槽の機能が発揮されて 保守点検や清掃が適正に行わ ② 定期的な水質検査

年1回受検してください

これからの汚水処理事業について、お聞き しました。 橋本市上下水道事業審議会 濱田學昭さん NPO街づくり支援センター代表で元和歌 山大学システム工学部教授。市民と行政な どの専門家との連携を図り、地域の活性化 を目指す

インフラの整備・維持と人口密度

私たちは、生活や経済活動を営む上 で、上下水道、電気、ガス、道路、公 園など、さまざまなインフラ施設に支 えられています。

インフラの整備・維持には、生活や 活動する人の集積が必要です。例えば、 公園は、利用圏内にある程度の人口規 模があり、利用されることを前提に整 備・維持されます。さらに、整備時に 人口の集積があっても、後年に人口の 移動・減少があれば、維持が困難とな ります。つまり、インフラの整備・維 持は、利用者の「人口密度の維持」と 密接に関係しています。

長い年月と多額の費用をかけて整備 されたインフラの改造や拡大、増強は 容易ではありません。大都市では局地 的に人口密度が高くなり、それに見 合った子育て関連施設や災害時の避難 場所などの都市機能が追い付かず問題 となっています。

近年では、建築物の用途を制限する

理方式全般について、地形、住居担を目指し、本市における汚水処現在、適切な汚水処理の役割分

密集度などの地域特性を踏まえ、

「下水道処理計画区域の縮小」心集度などのます!

など規制を設け、都市機能と人口密度 のバランスがとれた居住環境になるよ う誘導していく傾向にあります。

住民の理解と支援が必要

下水道事業において、大規模な都市 では、ホテル、病院、大型商業施設な どの大口使用者を抱え、維持費用を賄 うことができます。しかし、橋本市の ような小規模都市では、大口使用者が 少ないため、料金収入は小さくなり、 インフラの維持が難しくなります。

下水道は、地域を覆う網としての整 備が容易とは言えないので、下水道が 完備されていない地域、地区では、下 水道と同等の汚水処理能力のある合併 浄化槽に依存することになります。し かし、合併浄化槽の能力は、適切に維 持管理されて初めて、下水道と同能力 になるので、設置者には、汚水処理の 責務を担っていただくことになります。 そのため、汚水処理事業には、住民の 理解と支援が重要となります。

されて

現在、
っています。

2 減少. 水道事業を か と高齢 5 の下 水 つ 道

業を概ね完成させるよう方針が示 業を概ね完成させるよう方針が示 策に重点を置くようになりました。 策に重点を置くようになりました。 管理・更新を図り、持続可能な安 で豊かな生活の実現に向けた政 災が主流となる安全安心な社会づ模災害の教訓を生かし、防災・減このような状況の中、国は大規 維持管理· 勢の変化や 更新費用の増大など 施設の老朽化に伴う います。 た社会情

広報はしもと2021年8月号

などでお知らせ

ます。

下水道課☆

7

5

武

域(案)を作成の答申を経て、

詳細が決まり

広報はしもと、

道事業審議会へ登

諮問を行なって

いて橋本市

い水を

ます。

今後、

|経て、下水道処理計画区上下水道事業審議会から

水道処理計画区

浄化槽は適切に維持管理を

公共下水道

▲老朽化した設備